



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *7 食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則
(食品・生活衛生課)
 - *8 和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則
(農業農村整備課)
 - *9 和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
(住宅環境課)
- ### ○ 人事委員会規則
- *1 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *2 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *3 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *4 勤労手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
 - *5 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - *6 職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則
 - *7 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
 - *8 警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
 - *9 職員の修学部分休業に関する規則
 - *10 職員の高齢者部分休業に関する規則
 - *11 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則等の一部を改正する規則
- ### ○ 公安委員会規則
- *5 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則
 - *6 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則
 - *7 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第7号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則
食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第5項中「別表第1第1項第8号ア」を

「別表第1第1項第7号イ」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

許可を受けた営業者は、条例別表第1第1項第8号ア又は同項第9号アの規定により、食品衛生責任者又は自家製ソーセージ食品衛生責任者(以下この項において「食品衛生責任者等」という。)を設置したときは、その日から15日以内に、その旨を営業所の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。食品衛生責任者等を変更したときも同様とする。

第14条第2項中「前項の届出を」を「第1項の規定による届出を」に、「前項の届出に」を「当該届出に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、別記第13号様式による届出書により行わなければならない。

第16条第1項中「別表第1第1項第8号ア」を「別表第1第1項第7号イ」に改める。

別表第2有機物等(全有機炭素(TOC)の量)の項中「5ミリグラム/リットル」を「3ミリグラム/リットル」に改める。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第6号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第6号様式の2中「殿」を「様」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第13号様式中「食品衛生法施行条例(平成12年和歌山県条例第54号)別表第1第1項第1号イ(第2号ウ)」を「食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)第14条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の項中「第14条第1項」を「第14条第2項」に改める。

和歌山県規則第8号

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則を廃止

する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則を
廃止する規則

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例施行規則（平成18
年和歌山県規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第9号

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を
次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規
則

和歌山県都市公園条例施行規則（昭和34年和歌山県規則
第92号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のよ
うに定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会
規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（条例第6条の人事委員会規則で定める時間）

第3条 条例第6条の人事委員会規則で定める時間は、次の
各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時
間とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 毎年4月
1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、
休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下
「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法に
よる休日（以下この号、第8条第1項及び第10条第4項に
おいて「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条
例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号におい
て「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当
たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年

末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて
得た時間

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」と
いう。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に
より採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職
を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」とい
う。） 前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第
3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第
1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時
間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律
第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項
に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条
の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児
短時間勤務職員等」という。） 第1号の規定による時
間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた
その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除
して得た数を乗じて得た時間

(4) 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の
任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48
号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付
短時間勤務職員」という。） 第1号の規定による時間
に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたそ
の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除し
て得た数を乗じて得た時間

第6条の2第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。
以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項
の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務
の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」とい
う。）」を「再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号
中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律
第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規
定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定に
よる短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職
員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改め、
同条第3号を削る。

第7条第2項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例
（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」とい
う。）」を「勤務時間条例」に改め、「短時間勤務職員
にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により
定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務
時間で除して得た数を」を削り、「育児短時間勤務職員
等及び短時間勤務職員」を「及び育児短時間勤務職員等」
に改める。

第8条第1項中「休日（勤務時間条例第9条に規定する祝
日法による休日という。以下この項において同じ。）」を
「祝日法による休日」に、「近い休日」を「近い祝日法に

よる休日」に改める。

第10条第2項第1号中「40時間」を「38時間45分」に改め、同項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第4項中「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」を「祝日法による休日」に改める。

第13条第2項第1号中「第2項の規定に該当する職員」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける休職者（以下「条例第26条第1項等適用休職者」という。）」に改める。

第13条の5第2項第6号中「条例第26条第1項又は第2項の規定の適用を受ける休職者」を「条例第26条第1項等適用休職者」に改め、同条第3項中「短時間勤務職員」を「育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員」に改め、同条第5項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員」を「又は任期付短時間勤務職員」に、「8を」を「7.75を」に改め、同項第3号中「、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員」を「又は任期付短時間勤務職員」に改める。

付則第9項を付則第10項とし、付則第8項の次に次の1項を加える。

9 学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員に対する第13条第2項第1号又は第13条の5第2項第6号の規定の適用については、当分の間、条例第26条第1項等適用休職者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年3月29日から同年4月4日までの週についてのこの規則による改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「38時間45分」とあるのは「39時間15分」とする。

3 平成21年6月の勤勉手当の支給に関しては、この規則の施行の日の前日から引き続き同月1日までの間、結核性疾患にかかり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員に対する改正後の規則第13条第2項第1号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成21年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、改正後の規則第13条の5第2項第6号及び第5項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について

適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第2号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（条例第6条の人事委員会規則で定める時間）

第3条 条例第6条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号、第10条第1項及び第12条第4項において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(4) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。） 第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

第7条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条第3号を削る。

第8条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、「、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を」を削る。

第10条第1項中「休日（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日をいう。以下この項において同じ。）」を「祝日法による休日」に、「近い休日」を「近い祝日法による休日」に改める。

第12条第2項第1号中「40時間」を「38時間45分」に改め、同項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員又は短時間勤務職員」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第4項中「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」を「祝日法による休日」に改める。

第13条第1項第1号中「及び第3号」を削る。

第14条第2項第1号中「又は第2項の規定に該当する職員」を「の規定の適用を受ける休職者又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定の適用若しくは準用を受ける休職者（第14条の5第2項第6号において「条例第22条第1項等適用等休職者」という。）」に改める。

第14条の5第2項第6号中「条例第22条第1項又は第2項の規定の適用を受ける休職者」を「条例第22条第1項等適用等休職者」に改め、同条第5項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「又は短時間勤務職員」を「、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員」に、「8を」を「7.75を」に改め、同項第3号中「又は短時間勤務職員」を「、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年3月29日から同年4月4日までの週についてのこの規則による改正後の教育職員給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第2項第2号の規定の適用については、同号中「38時間45分」とあるのは「39時間15分」とする。

3 平成21年6月の勤勉手当の支給に関しては、この規則の施行の日の前日から引き続き同月1日までの間、結核性疾患にかかり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員に対する改正後の規則第14条第2項第1号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成21年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、改正後の規則第14条の5第2項第6号及び第5項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第3号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（条例第5条の人事委員会規則で定める時間）

第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる警察官以外の警察官 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号、第6条第1項及び第9条第4項において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務警察官」という。） 前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官 第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(4) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員 第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

第5条の3第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。

以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務警察官」という。))を「再任用短時間勤務警察官」に改め、同条第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官」を「第3条第3号に規定する警察官(以下「育児短時間勤務警察官等」という。))」に改め、同条第3号を削る。

第5条の4第2項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。))」を「勤務時間条例」に、「前条第2号に規定する警察官(以下「育児短時間勤務警察官等」という。))」を「育児短時間勤務警察官等」に改め、「前条第3号に規定する警察官(以下「短時間勤務警察官」という。))」にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を削る。

第6条第1項中「休日(勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日をいう。以下この項において同じ。))」を「祝日法による休日」に、「近い休日」を「近い祝日法による休日」に改める。

第9条第2項第1号中「40時間」を「38時間45分」に改め、同項第2号中「又は再任用短時間勤務警察官」を「再任用短時間勤務警察官、育児短時間勤務警察官等又は第3条第4号に規定する警察官(第10条第1項において「短時間勤務警察官」という。))」に改め、同条第4項中「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」を「祝日法による休日」に改める。

第14条第2項第1号中「又は第2項の規定に該当する警察官」を「の規定の適用を受ける休職者」に改める。

第14条の5第2項第6号中「又は第2項」を削り、同条第5項

第2号中「8時間(再任用短時間勤務警察官又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員)」を「7時間45分(法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員)に、「8を」を「7.75を」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務警察官又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員」を「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員」に改める。

別表第4警察官給料表の項警察官の欄中「第10条第1項第1号から第3号に掲げる職にある警察官」を「別表第2の2の支給区分欄の1種及び2種に該当する職にある警察官」に、「警視の職にある警察官」の次に「(加算割合が100分の20である警察官を除く。))」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月29日から同年4月4日までの週についてのこの規則による改正後の警察職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第9条第2項第2号の規定の適用については、同号中「38時間45分」とあるのは「39時間15分」とする。

3 平成21年6月の勤勉手当の支給に関しては、この規則の施行の日の前日から引き続き同月1日までの間、結核性疾患にかかり地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている警察官に対する改正後の規則第14条第2項第1号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成21年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、改正後の規則第14条の5第2項第6号及び第5項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第4号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号中「若しくは第2項、教育職員条例第22条第1項若しくは第2項又は警察職員条例第24条第1項若しくは第2項」を「、教育職員条例第22条第1項若しくは警察職員条例第24条第1項の規定の適用を受ける休職者、教育公務員特例法第14条の規定の適用若しくは準用を受ける休職者又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）」に改め、同項第11号中「、労働者災害補償保険法」を「又は労働者災害補償保険法」に改め、「又は結核性疾患」を削り、同条第5項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「8を」を「7.75を」に改め、同項第3号イ中「8時間」を「7時間45分」に、「8を」を「7.75を」に改め、同項第4号及び第5号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員に対する第4条第2項第8号の規定の適用については、当分の間、教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける休職者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、この規則による改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

	「 9	超過勤務手当
	10	夜 勤 手 当
別記第2号様式中「殿」を「様」に、	11	宿日直手当
	12	休日勤務手当
	13	手 当」

「 9 特地勤務手当
 10 超過勤務手当
 を 11 夜 勤 手 当 に改める。
 12 宿日直手当
 13 休日勤務手当」

別記第5号様式、別記第7号様式から別記第10号様式まで、別記第12号様式から別記第14号様式まで、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第21号様式、別記第23号様式、別記第24号様式及び別記第27号様式から別記第29号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職手当の調整額に関する規則第6条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例）

第13条の2 前条の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第26条第3項の規定に基づく給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第14条中「前条」を「第13条」とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規

則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二
警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第15条の2第1項」を「第13条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の修学部分休業に関する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二
職員の修学部分休業に関する規則

職員の修学部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第62号）第3条の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の高齢者部分休業に関する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二
職員の高齢者部分休業に関する規則

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）第3条の人事委員会規則で定める時間は、次の

各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号オ中「第2条第3項」を「第2条第1項」に改める。

（教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号カ中「第2条第3項」を「第2条第1項」に改める。

（警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第3条 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号エ中「第2条第3項」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 取調べ監督室の運用に関する事務。

第3条の3の次に次の1条を加える。

第3条の4 総務課に、取調べ監督室を附置する。

2 取調べ監督室においては、被疑者取調べの監督に関する事務をつかさどる。

第11条の3第4号中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改める。

第11条の4第1項中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同条第2項中「犯罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同項第1号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

第13条中第13号を第15号に、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 子ども及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る検挙、指導警告等に関する事務。

(13) 街頭犯罪等総合対策室の運用に関する事務。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 生活安全企画課に、街頭犯罪等総合対策室を附置する。

2 街頭犯罪等総合対策室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 街頭犯罪等総合対策の企画及び調査に関する事務。

(2) 街頭犯罪等総合対策本部、推進班及び支援班の連絡及び調整に関する事務。

第15条に次の1号を加える。

(9) 若手警察官育成支援室の運用に関する事務。

第18条の2の次に次の1条を加える。

第18条の3 地域指導課に、若手警察官育成支援室を附置する。

2 若手警察官育成支援室においては、若手警察官の実務能力向上支援に関する事務をつかさどる。

第31条第1号中「交通指導取締り」を「道路交通関係法令

に規定する違反の取締り」に改め、同条第4号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加える。

第32条の2第2項に次の1号を加える。

(3) 交通特殊事件の捜査に関する事務。

第33条第3号中「道路交通法令」を「道路交通関係法令」に改める。

第42条を次のように改める。

第42条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 治安警備実施に関する事務。

(2) 警衛及び警護に関する事務。

(3) 集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和33年和歌山県条例第23号）の許可事務に関する事務。

(4) 警備部隊の運用に関する事務。

(5) 管区機動隊の運用に関する事務。

(6) 右翼運動に係る警備情報に関する事務。

(7) 次に掲げる犯罪の捜査に関する事務。

ア 右翼運動に伴う警備犯罪

イ 警備実施に関連する犯罪（地域指導課の所掌に属するものを除く。）

(8) 緊急事態対策室の運用に関する事務。

第42条の2第1項中「災害対策室」を「緊急事態対策室」に改め、同条2項を次のように改める。

2 緊急事態対策室においては、緊急事態（自然災害を含む。）及びその実施に関する事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「687人」を「713人」に、「238人」を「236人」に、「925人」を「949人」に、「1,443人」を「1,431人」に、「88人」を「89人」に、「1,531人」を「1,520人」に、「2,130人」を「2,144人」に、「326人」を「325人」に、「2,456人」を「2,469人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第7号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成4
年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正
する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（複数の拡声機の使用に係る音量の測定方法）

第2条 条例第5条に規定する場合における複数の拡声機の
使用により生じている音に係る音量については、それぞ
れの拡声機から10メートル以上離れた地点（権原に基づ
き使用する土地の区域内において使用される拡声機があ
る場合にあっては、当該土地の区域外であり、かつ、当
該拡声機から10メートル以上離れた地点に限る。）にお
いて、次の各号に定めるところにより測定した音量とす
る。

(1) 音量の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条
第1項の規定により検定に合格した騒音計を用いて行う
ものとする。この場合において、使用する騒音計の周波
数補正回路はA特性周波数補正回路を、動特性は速い動
特性を用いるものとする。

(2) 音量は、騒音計の指示値の最大値によるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。